

ふくしまスカイパーク使用申請の手引き

～ 目次 ～

■施設概要	2
■開場期間	2
■開場時間	2
■連絡先	2
1. 航空機の離着陸・訓練等で使用する場合	3
STEP 1：使用申請を行う	3
STEP 2：航空法第 79 条ただし書きによる許可申請を行う（東京空港事務所宛て）	4
STEP 3：使用日に、ふくしまスカイパークへ来場	5
2. イベント・撮影・試験等で使用する場合	6
STEP 1：使用申請を行う	6
STEP 2：使用日に、ふくしまスカイパークへ来場	8
3. 使用料金の減免について	9
4. その他	9

■施設概要

ふくしまスカイパークは、800mの滑走路を有し、農業の振興等広く産業の振興を図り、地域の活性化と市民の福祉向上に寄与することを目的としています。

■開場期間

4月1日～12月28日

※12月29日～3月31日は冬期閉場(使用を希望する場合は管理棟に相談してください。)

■開場時間

8:30～17:00

■連絡先

○使用申請、使用許可等に関すること

福島市役所 観光交流推進室 温泉地振興係

〒960-8601 福島市五老内町 3-1

TEL:024-572-5717 (直通) FAX:024-535-1401

E-mail: kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp

○施設内設備、スケジュール管理等に関すること

ふくしまスカイパーク管理棟 (現地管理事務所)

〒960-0251 福島市大笹生字芋畑 169

TEL:024-558-6880 (直通) FAX:024-563-6590

E-mail: f-skypark@bz03.plala.or.jp

1. 航空機の離着陸・訓練等で使用する場合

STEP 1：使用申請を行う

(1)「(様式第 1 号) ふくしまスカイパーク使用許可申請書」をダウンロードし、必要事項を記入し提出してください。

※申請する機体が複数機ある場合は、「様式第 1 号別紙」をダウンロードし、機体ごとに必要事項を記入し提出してください。

※第三者損害賠償保険のコピーを必ず添付してください。

(2)申請書類が到着次第、審査のうえ許可書等を郵送します。

(約 2 週間の時間が必要となります。)

※使用日時については、事前にくくしまスカイパーク管理棟にご相談ください。

※使用料については、当日使用前に現金にてお支払いください。

■提出先

福島市役所 観光交流推進室 温泉地振興係

〒960-8601 福島市五老内町 3-1

TEL:024-572-5717 (直通) FAX:024-535-1401

E-mail: kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp

■着陸料

航空機の最大離陸重量	2 トン未満	1,000 円/1 回
	2 トン以上	2,000 円/1 回
航空機の連続離着陸訓練を行う場合		2,500 円/1 時間

■停留料

航空機の最大離陸重量	2 トン未満	2,500 円/24 時間 (1 機につき)
	2 トン以上	5,000 円/24 時間 (1 機につき)

※1 回の停留時間が 6 時間以内の場合は無料。

※停留時間が 24 時間を超える場合において、24 時間未満の端数があるときはこれを 24 時間として計算する。

STEP 2：航空法第 79 条ただし書きによる許可申請を行う（東京空港事務所宛て）

■航空法

第七十九条 航空機（国土交通省令で定める航空機を除く。）は、陸上にあつては空港等以外の場所において、水上にあつては国土交通省令で定める場所において、離陸し、又は着陸してはならない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

ふくしまスカイパークは、民間訓練空域「TH11」内に位置する「場外離着陸場」です。該当する機体については、以下の申請を行ってください。申請方法について不明な点は、下記連絡先にお問い合わせください。

■提出書類

- ①「(様式第 2 号) ふくしまスカイパーク使用許可書」の写し
- ②航空法第 79 条ただし書きの許可申請書
- ③下記に記載の許可申請に必要な書類

【許可申請に必要な書類】

- ・ふくしまスカイパーク現況点検表
- ・ふくしまスカイパーク場周経路図
- ・ふくしまスカイパーク進入表面断面図
- ・ふくしまスカイパーク転移表面断面図

以上の書類に必要な事項を記入のうえ、受付窓口(東京空港事務所)へ提出してください。

■送付先（連絡先）

〒144-0041

東京都大田区羽田空港 3-3-1

東京航空局 東京空港事務所 航空管制運航情報官

TEL：050-3198-2865 FAX：03-5756-1528 E-mail：cab-hnd-kyoka@mlit.go.jp

【国交省航空局 HP】

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000058.html

【国土交通省東京航空局 HP】

https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/info/info_important/post_r3.10.1.html

STEP 3：使用日に、ふくしまスカイパークへ来場

使用許可内容に基づき、場内施設を使用してください。

【使用内容の変更（取消）に関して】

使用の許可を受けた事項を変更し、又は取り消すときは、使用日 7日前までに、「(様式第3号) ふくしまスカイパーク使用変更（取消）許可申請書 (RTF：73KB)」をダウンロードし、必要事項を記入し、当該使用許可書を添えて上記 STEP1 に記載の提出先に提出してください。

※ただし、施設の使用に支障がないと判断できる場合はこの限りではありません。

【留意事項】

※スカイパークにて燃料の販売等はありません。

※スカイパークに照明設備はありません。

※訓練等の場合においては、他の航空機との使用時間の調整及び離着陸時の無線連絡等をお願いいたします。

※TGL 訓練やホイスト訓練を行う場合、ホバーリング等の着地ポイントは、建物近くを避けて滑走路エンド付近もしくは建物より離れた位置で行ってください。

2. イベント・撮影・試験等で使用する場合

【申請前の留意事項】

※申請前にふくしまスカイパーク管理棟にご連絡いただき、使用希望日の空き状況等についてご確認ください。(概ね1か月前まで)

※無人航空機を150m以上の高さまで飛行させる場合は、国土交通省（申請先：東京空港事務所）の許可を受ける必要があります。

※飛行空域が国有林上空を含む場合には、福島森林管理署にお問い合わせください。

※動画撮影を行う場合には、申請時の企画書に記載してください。なお、撮影した動画や音声を公開する場合は、被写体の方に了承を得てください。

※イベント使用の場合、仮設トイレをご準備いただくことが使用条件となる場合があります。(トイレの水は雨水を活用しており水量に限りがあるため。)

※航空機の離発着のため、施設使用を一時中断していただく場合があります。

STEP 1：使用申請を行う

(1) 「(様式第16号) 工作物設置等(変更) 許可申請書」をダウンロードし、必要事項を記入し提出してください。

また、使用企画書を作成し提出してください。記載内容は以下のとおりとします。

- ・使用者
- ・使用日時
- ・使用目的
- ・使用内容(車両やドローン等を持ち込む場合は、その詳細を記載してください。)

(2) 申請書類が到着次第、審査のうえ許可書及び納付書等の書類を郵送します。

(約2週間の時間が必要となります。)

※使用日時については、事前にふくしまスカイパーク管理棟にご相談ください。

※使用料については、納付書にて事前納付いただくか、当日使用前に現金にてお支払いください。

※下記条件に該当する使用の場合は、それに伴う申請書も併せてご提出ください。

- ・制限区域(滑走路・着陸帯・誘導路・エプロン等)内に人が立ち入る場合
- ・制限区域(滑走路・着陸帯・誘導路・エプロン等)内で車両等を運転・運行する場合
- ・施設内にて爆発物を携帯(運搬)する場合
- ・施設内にて火気を使用する場合

- 制限区域(滑走路・着陸帯・誘導路・エプロン等)内に人が立ち入る場合
「(様式第 6 号) ふくしまスカイパーク制限区域立入許可申請書」をダウンロードし、必要事項を記入し提出してください。
※制限区域内に立ち入る方が複数の場合は、「様式第 6 号別紙」をダウンロードし、立入者ごとに必要事項を記入し提出してください。

- 制限区域(滑走路・着陸帯・誘導路・エプロン等)内で車両等を運転・運行する場合
 - ・車両の運転：制限区域内で車両を運転すること。
 - ・車両の運行：制限区域内に車両を運び入れること。「(様式第 8 号) ふくしまスカイパーク車両運転許可申請書」及び「(様式第 10 号) ふくしまスカイパーク車両運行許可申請書」をダウンロードし、必要事項を記入し提出してください。
※制限区域内に立入る車両と運転者が複数の場合、「様式第 8 号別紙」及び「様式第 10 号別紙」をダウンロードし、車両と運転者ごとに必要事項を記入し提出してください。

- 施設内にて爆発物を携帯(運搬)する場合
「(様式第 12 号) ふくしまスカイパーク爆発物携帯(運搬)許可申請書」をダウンロードし、必要事項を記入し提出してください。

- 施設内にて火気を使用する場合
「(様式第 14 号) ふくしまスカイパーク裸火使用許可申請書」をダウンロードし、必要事項を記入し提出してください。

■提出先

福島市役所 観光交流推進室 温泉地振興係
〒960-8601 福島市五老内町 3-1
TEL:024-572-5717 (直通) FAX:024-535-1401
E-mail: kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp

■施設使用料

競技会、展示会、その他これらに類する場合の使用料

入場料を徴収しない場合	営利を目的にしない場合	1日につき 30,000円
	営利を目的とする場合	1日につき 100,000円
入場料を徴収する場合	営利を目的にしない場合	1日につき 50,000円
	営利を目的とする場合	1日につき 100,000円

※施設使用料について4時間未満の使用の場合は、それぞれの使用料の半額とする。

※開場時間は、8:30~17:00となりますので、時間外の使用を希望される場合は別途ご相談ください。

STEP 2：使用日に、ふくしまスカイパークへ来場

使用許可内容に基づき、場内施設を使用してください。

3. 使用料金の減免について

ふくしまスカイパークの使用にあたって、以下に該当する場合は、「(様式第 18 号) ふくしまスカイパーク使用料減免申請書」をダウンロードし、必要事項を記入し提出してください。

※ただし、使用者が入場料を徴収する場合は減免不可となります。

市又は市の機関が主催又は主体となって共催する場合	全額
市内の国、独立行政法人又は他の地方公共団体が公用又は公益のために自ら使用する場合	半額
その他市長が特に必要と認めた場合	市長が定める額

4. その他

ふくしまスカイパークの使用にあたっては、以下についてもご確認ください。

- ・【福島市農道離着陸場条例】
- ・【福島市農道離着陸場条例施行規則】

●施設見学等を希望する場合には、ふくしまスカイパーク管理棟(024-558-6880)までご連絡ください。